

加古川市中小企業魅力発信支援補助金

見本市、展示会への出展費用を補助します

加古川市では、市内中小企業の皆様が、製品や技術を紹介する見本市、展示会などに出展した場合、その費用の一部を補助します。販路拡大や新規市場の開拓にご活用ください！

補助上限額

15万円

補助率

2分の1

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市内中小企業で以下の業種を主たる業種として営むもの 【製造業】 【建設業】 【情報サービス業】 地場産業を営む以下の団体 【兵庫県靴下工業組合】 【国包建具保存会】 	
対象事業	展示会の要件 <ul style="list-style-type: none"> 国内で開催される全国規模のもの 出展小間数が100小間以上の規模であること 物産展等の即売を目的とするものではないこと 会期が当該年度末日までに終了するもの 	出展の要件 <ul style="list-style-type: none"> 自ら主体となって出展するもの 自社製品、サービス等を出展するもの 対象経費の合計が5万円以上であること
申請時期	<ul style="list-style-type: none"> 随時募集（申し込みは、当該年度の予算上限に達し次第終了させていただきます） 	

詳細・申請方法は裏面へ



対象経費	以下に掲げる経費で、当該年度中に支払いがあるもの（消費税は除く） <ul style="list-style-type: none"> ・出展小間料 ・小間装飾費（オプションレンタル） ・小間工事費 ・パンフレット類の印刷費（申請する出展事業のために新たに作成するもの） ・出展物の運搬費
対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料、代引手数料 ・パンフレット類の印刷を自社で行った場合の紙、インク代等の諸経費 ・人件費、旅費
補助金額	対象経費の 1／2 （上限額 15 万円） (1,000円未満は切捨て)
注意点	<p>※ 補助金の交付の決定があった日以前に支出した経費は対象となりません</p> <p>※ 国・県など公的機関、支援機関等から補助等を受ける場合にはその補助額を減じた経費を対象経費とします</p> <p>※ 出展した結果、実際に支払った対象経費が5万円以下となる場合には補助金は交付できません</p> <p>※ 前年度に加古川市中小企業魅力発信支援補助金の交付を受けた事業者は申請できません</p>

申請から交付までの流れ

事業者

市

①交付申請書提出

- 交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 展示会等の内容が分かるパンフレット等
- 展示会等への出展申込書（申込前であるなら申込後に提出）
- 会社案内と出展する製品・技術の内容が把握できるパンフレット等
- 誓約書
- 市税確認承諾書
- 登記事項証明書（個人事業者にあっては住民票）の写し（発行後3か月以内）

書類選考・交付先決定

展示会 出展後

②実績報告書提出

- 実績報告書
- 事業報告書
- 収支決算書
- 展示会の冊子、出展したブースの写真など
- 助成対象経費の領収書の写し等支払ったことが確認できる書類

補助金額確定

③補助金等請求書提出

- 補助金等請求書
- 支払金口座振替依頼書

補助金交付